



平成 30 年度 協会けんぽ保険料率 3 月分 (4 月納入分) から改定されます

平成 30 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分 (4 月納付分) *からの適用となります。*任意継続被保険者の方は 4 月分 (4 月納付分) から変更となります。

平成 30 年度都道府県単位保険料率

北海道	10.25%	石川県	10.04%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.98%	広島県	10.00%
岩手県	9.84%	山梨県	9.96%	山口県	10.18%
宮城県	10.05%	長野県	9.71%	徳島県	10.28%
秋田県	10.13%	岐阜県	9.91%	香川県	10.23%
山形県	10.04%	静岡県	9.77%	愛媛県	10.10%
福島県	9.79%	愛知県	9.90%	高知県	10.14%
茨城県	9.90%	三重県	9.90%	福岡県	10.23%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.84%	佐賀県	10.61%
群馬県	9.91%	京都府	10.02%	長崎県	10.20%
埼玉県	9.85%	大阪府	10.17%	熊本県	10.13%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.10%	大分県	10.26%
東京都	9.90%	奈良県	10.03%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.08%	鹿児島県	10.11%
新潟県	9.63%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.93%
富山県	9.81%	島根県	10.13%		

平成 30 年度 雇用保険料率 平成 29 年度から変更ありません

平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

SATO'S NEWS LETTER

2018 年 3 月号
(No.99)

CONTENTS

- 平成 30 年度協会けんぽ健康保険料率と雇用保険料率 … P.1
- 日本年金機構 マイナンバーによる手続、申請開始 … P.2
- 法改正情報 …… P.3~P.4
- 労務ニュース …… P.4
- スタッフ紹介 …… P.4

3 月の社会保険労務と税務

3 月 12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 一括有期事業開始届

3 月 15 日

- 個人の青色申告承認申請書
- 個人事業税の申告
- 所得税の確定申告期限

4 月 2 日

- 健保・厚年の保険料納付

公式 Facebook ページ開設



いいね!

平成 30 年 3 月 5 日から日本年金機構がマイナンバーによる届出・申請を開始します。

平成 30 年 3 月 5 日以降変更の主な内容（日本年金機構 HP より抜粋）

1. 基礎年金番号でなくてもマイナンバーによる年金関係の手続きを行うことが可能になります。

- (1) 「基礎年金番号」欄が「個人番号または基礎年金番号」欄に変わります。手続きは**原則、個人番号（マイナンバー）**で提出いただくことになりますが、**個人番号の提供が困難な場合、引き続き基礎年金番号を用いることができます。**

※サトーで年金関係の手続きを行う際は基礎年金番号を用いて手続きを行います。

- (2) 基礎年金番号を記入いただく場合には年金手帳でご確認いただいていたましたが、個人番号を記入いただく場合には**届出者本人の本人確認措置（番号確認・身元確認）が必要**になります。その際、事業主に対して本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の添付（提示）が必要です。
- (3) 第3号被保険者の本人確認措置の実施については下記の方法があり、どの方法を取るかは事業主判断に委ねられます。
- ①第3号被保険者が事業主へ3号届を直接提出する場合は事業主が本人確認を行う
- ②厚生年金被保険者が3号被保険者の委任を受け代理人として事業主へ3号届を提出する場合は、事業主が3号被保険者の本人確認を行う

※②を選択する場合、3号届の第3号被保険者欄に「届出書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します」の□にチェックを入れることで様式を委任状として取り扱うことができ、厚生年金被保険者が3号被保険者の代理人として事業主へ届出書を提出することができます

2. 3月5日から年金の手続きを行う書式が変更になります。

- (1) これまでの様式は縦型、横型が混在したり、大きさが統一されていませんでしたが今後は主要な届け出についてA4縦型に統一します。
- (2) 被扶養者（異動）届と国民年金3号届を統一し1枚の届出書とします。
・第3号被保険者欄に「届出書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します□」の文言が設けられます。
- (3) 厚生年金適用関係の届出（資格喪失、算定届等）に関して、被保険者に関する届出と70歳以上被用者に関する届出様式を統一します。
- (4) 現在日本年金機構では基礎年金番号と個人番号の紐付けを進めています。
基礎年金番号と個人番号が紐付いている被保険者の方につきましては住所変更届・氏名変更届の日本年金機構への届出を省略することができます。

3. その他の事項について

- (1) 決定通知書のレイアウトについて

資格取得届等を提出後、事業主様宛に通知する決定通知書が A4 縦型の様式に統一されます。
厚生年金被保険者の方は原則住基ネットにより住所情報を更新するため、**資格取得時の決定通知書の住所欄が省略されます。**

- (2) 年金手帳の送付方法について

初めて年金制度に加入した方については、資格取得届の手続きの際に決定通知書と併せて年金手帳を送付していましたが、**今後、年金手帳については決定通知書とは別に送付することになります。**

- (3) 通知等の郵送先（居所）の登録について

住民票上の住所以外の住所にお住いの場合は、通知等の郵送先（居所）を登録頂くことは可能です。その際は住所変更届の用紙で通知等の郵送先を日本年金機構へ登録をお願い致します。

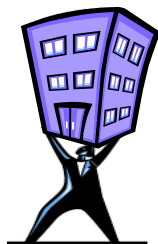
※通知等の郵送先（居所）を登録いただいた場合、住基ネットの異動に基づく更新は行われなくなります。通知等の郵送先（居所）を変更する場合、又は通知等の郵送先を居所から住所に変更する場合は住所変更届の用紙で登録をお願い致します。

- (4) 個人番号変更届について（新設）

日本年金機構では、基礎年金番号と紐付けられた個人番号により住基ネットから情報を取得し、住所変更、氏名変更の届出が省略することとしています。そのため、**個人番号が変更された場合には、日本年金機構へ個人番号変更届（新設）により変更後の個人番号の届出をお願い致します。**



法改正情報



平成30年4月1日より 障害者の法定雇用率が引上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。（障害者雇用率制度）この法定雇用率が、平成30年4月1日以降、以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

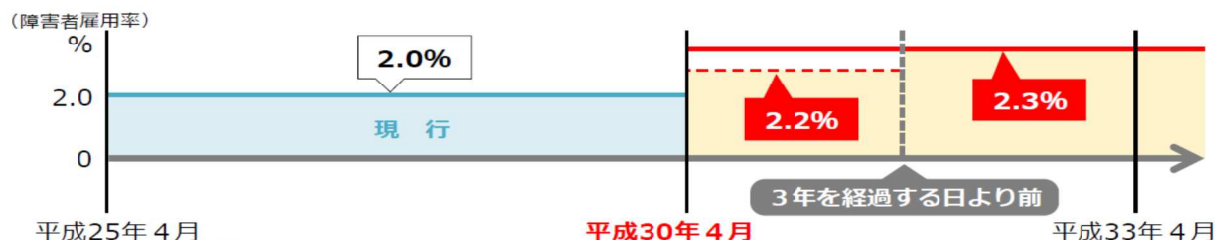
留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引き上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A. **平成31年4月1日～5月15日までの間に申告していただく分**から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。（申告期間が**平成30年4月～平成31年3月までの分**から適用されます。）

法改正情報

平成 30 年 4 月 1 日より 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

平成 30 年 4 月 1 日から障害者雇用義務の対象としてこれまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、併せて法定雇用率も変わります

併せて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから 3 年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の方
かつ、
平成 35 年 3 月 31 日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1 人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である方です。

労務ニュース

●インターネット関連業者を逮捕、送検（最低賃金法違反の疑い）

泉大津労働基準監督署は 2 月 6 日、最低賃金法違反の疑いでインターネット関連業者の代表者を逮捕し、8 日に大阪地検に身柄を送検した

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H30/soken/300208-izumiotsu.pdf>

●フリーランス 独占禁止法で保護 企業の過剰な囲い込み防止

公正取引委員会は 15 日、有識者会議の報告書を公表した。企業と雇用契約を結ばずに働く技術者やスポーツ選手、芸能人らフリーランスの人材が企業からの過剰な囲い込みや不当な移籍制限を一方的に課すことは独占禁止法違反にあたる可能性があることを明確に位置づけた。働き方の多様化やシェアリングサービス拡大を踏まえ、不利な立場になりがちなフリーランスの労働環境を改善する。

スタッフ紹介

相賀 孔子
(あいが よしこ)

血液型：B 型
趣味：美術館めぐり



昨年 5 月にサトーにパート社員として入社し、各部門の仕事の補助をしております。

日々自らの知識不足を痛感し、学ぶことばかりです。
早くしっかり知識を身に付け、皆様のお役に立てるよう
努力を重ねて参ります。

今後ともよろしくお願い致します。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983